

## 家畜衛生情報

### 蜜蜂の適切な飼育管理をお願いします！


#### 飼育届（飼育変更届）をお忘れないように

◇ 蜜蜂の飼育を行う方は、養蜂振興法（以下、「法」）第三条第一項の規定による飼育届を毎年1月末までに住所地を管轄する地方事務所へ提出して下さい。

【下記の者は飼育届義務の対象外です】

- ①農作物等の花粉授精の用に供するために蜜蜂を飼育する者
- ②密閉された構造の設備に蜜蜂を飼育する者
- ③反復利用可能な蜂房(巣礎または巣脾を備えた可動式巣板)を用いずに蜜蜂を飼育する者

※ただし、上記①～③に該当する者でも、採蜜した蜂蜜を販売するなど養蜂業者に該当する場合は届出が必要です。



- ◇ 飼育届出記載事項（飼育場所、群数、期間等）に変更が生じた場合は、法第三条第三項の規定による変更届を、変更があった日から1ヶ月以内に地方事務所へ提出して下さい。
- ◇ 蜂群配置の適正等を図るために、飼育者は飼育届を提出する際、届出内容について事前に養蜂業者と調整をおこないましょう。

#### 他の都道府県へ転飼する場合は知事の許可が必要です

県外へ転飼をされる方は、法第四条第一項の規定により転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可が必要です。

- ◇ 転飼許可の申請は、転飼しようとする場所において蜜蜂の飼育を始める日の2ヶ月前までに転飼しようとする場所の都道府県へ提出して下さい。

#### 農薬による蜜蜂被害を防ぎましょう

- ◇ 農薬使用者と蜜蜂飼育者は相互に情報交換を行い、蜂場の周りで農薬が散布される可能性がある場合には、一時的に巣箱を退避させるなどして農薬による被害を防ぎましょう。

地方事務所	電話番号	地方事務所	電話番号
佐久	0267-63-3145	木曾	0264-25-2221
上小	0268-25-7127	松本	0263-40-1917
諏訪	0266-57-2913	北安曇	0261-23-6511
上伊那	0265-76-6813	長野	026-234-9514
下伊那	0265-53-0414	北信	0269-23-0209
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

上記について  
ご不明な点は  
こちらへお問い合わせ下さい。

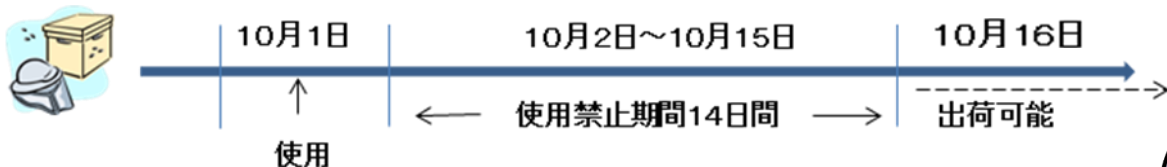




## みつばち用医薬品は 使用基準を守り、正しく使いましょう

- ◇ みつばちに使用する動物用医薬品は、**使い方、使用量、使用禁止期間などの使用基準を守って使用**しなければいけません。
- ◇ 使用基準を守らないと、出荷した蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留することにより、回収や廃棄の対象となる場合があります。

(例) 使用禁止期間が「食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前14日間」である医薬品を10月1日に使用した場合、出荷できるのは10月16日からとなります。



現在、みつばちに使用できる医薬品は以下の3製剤です。



薬剤名	使用期間	注意事項
みつばち用アピテン	7日間	投与期間や投与後14日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
日農アピスタン	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
アピパール		



## 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう



<記録する内容>

- ①使用年月日、②使用場所、③対象動物(みつばち)及び使用対象群数(箱数)
- ④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日

※ 医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。

獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、薬事法で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

医薬品の使用についてご不明な点はこちらへお問い合わせ下さい。



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		